

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

各特定疾患治療研究事業契約締結医療機関等の長 様

北海道保健福祉部保健医療局  
医療政策薬務課特定疾患グループ

特定疾患治療研究事業における認定基準及び臨床調査個人票の一部改正  
に伴う取扱いについて

本道における保健福祉医療行政の推進につきましては、日ごろから格別のご指導をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、特定疾患治療研究事業における国の定める疾患に新たに 1 1 疾患が追加となり、認定基準及び臨床調査個人票の一部が改正され、平成 21 年 10 月 1 日から適用されました。それに伴い、本道においても実施要綱、実施要領、認定基準及び臨床調査個人票の一部改正について作業中ですが、正式改正通知までの当面の取扱いとして、国の認定基準及び臨床調査個人票様式を使用させていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、改正後の認定基準、臨床調査個人票については次の道のホームページにより確認、印刷いただけます（ [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kas/toku\\_shikkanichiran.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kas/toku_shikkanichiran.htm) ）。

ただし、後縦靭帯骨化症、プリオン病、原発性肺高血圧症及び特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）の認定患者であって、現に特定疾患治療研究事業による医療の給付の対象となっている者については、次回更新までの間は、なお、従前の例によるものとします。

記

1 対象疾患に係る認定基準及び臨床調査個人票改正

(1) 疾患追加による認定基準及び臨床調査個人票新規追加

疾患番号	疾患名
4 6	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
4 7	脊髄性筋萎縮症
4 8	球脊髄性筋萎縮症
4 9	慢性炎症性脱髄性多発性神経炎（CIDP）
5 0	肥大型心筋症
5 1	拘束型心筋症
5 2	ミトコンドリア病
5 3	リンパ脈管筋腫症（LAM）
5 4	重症多形滲出性紅斑（急性期）
5 5	黄色靭帯骨化症

5 6	間脳下垂体機能障害( PRL 分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH 分泌異常症、下垂体性 TSH 分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症 )
-----	--

(2) 既対象疾患の疾患名変更及び認定基準一部改正

改正前	改正後
3 9 原発性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症
4 3 特発性慢性肺血栓塞栓症	慢性血栓塞栓性肺高血圧症

(3) 既対象疾患の認定基準一部改正

疾患番号	疾患名
2 2	後縦靭帯骨化症
3 8	プリオン病

連絡先：特定疾患グループ

Tel 011 - 231 - 4111

内線 25 - 344 / 345 / 346

Fax 011 - 232 - 1037